No. 91

小作爭議調査表

（昭和八年十一月分）

（月報末尾綴 一一八頁）

項目	内容
場所	糸島郡前原町大字潤字一本木五九八
關係人員	地主 馬場新 小作人 楠原啓平外二
地主關係團体	ナシ
發生	昭和八年九月一九日
終熄	昭和〃年一二月二八日
關係地種類面積	田 五反七畝七歩
小作人關係團体	日農九州同盟会 油[illegible]支部
原因	小作人は十数年前より小作し居りしも昭和七年度小作料は各々滞納し地主は再三之が催促をなすも納入を肯せず居れる為、福岡地方裁判所に滞納小作料請求及土地返還要求の調停を申請せるに因る。
要求事項	滞納小作料請求 土地返還要求
經過	十二月二十八日前原町役場に於て調停委員会開催の結果、下記條件にて解決す。
結果	一、地主は小作人鈴木熊吉に対し前原町大字潤字一本木五九八番、田五反七畝の土地を一ヶ年小作料玄米[illegible]九俵一斗九升四合（四斗入）にて賃貸小作せしむること 二、小作人鈴木熊吉は前記小作料を其年の翌年一月末日迄に地主に持参すること 三、鈴木熊吉が第一項の小作地を転貸せんとする時は地主の合意を得ること 四、鈴木熊吉が天災其他不可抗力による外正当の理由なくして第二項の期日迄に小作料を納入せざる時は即時第一項の土地を地主に返還し且つ滞納小作料は一時に全額納入すること 第三項に違反したるとき又同じ 五、小作人方が其の転作に依る天災[illegible]

財團法人 協調會福岡出張所

備考